

随意契約に付し比較見積書を省略する理由

本工事は、貝塚市馬場の府立農業公園において、多目的トイレを備えた公衆トイレを整備・改修するものである。

当該施工地においては、同農業公園の指定管理者である「SDGs LABO」が、令和3年11月1日の開園に向け、7月より貸農園やグランピング施設等の整備を計画しており、構成員である三和建设株式会社が工事を行う予定である。

本トイレ整備工事を他業者が施工した場合、進入路を共用しなければならないだけでなく、狭隘な現場であることから工事工程の調整が必須となり、工期の大幅な遅れが生じ、開園に間に合わせる事が困難となり、本府の目的である地域の活性化推進に大きな影響を及ぼす。

開園までに本工事を完成させるためには、他の場内施設の施工業者である三和建设株式会社に施工させることが最善であり、工期の短縮に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも極めて有利と認められる。なお、三和建设株式会社は大阪府入札参加の有資格者で、等級区分は建築Aである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、三和建设株式会社との随意契約とし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき、比較見積書を省略する。